

米軍機の傍若無人な低空飛行訓練に対する意見書

このことについて、別紙のとおり議会の議決を得たいので提出する。

令和 3 年（2021 年） 2 月 25 日提出

提出者
議会運営委員会
副委員長 野 原 嘉 孝

（提案理由）

慶良間諸島、国頭村辺戸岬、本島東海岸沿岸など民間地域上空で米空軍第 353 特殊作戦群所属の MC 130 J 特殊作戦機による傍若無人な低空飛行訓練が繰り返されている。

航空機の低空飛行訓練は、危険性が増し重大事故となりかねないだけに、住民の不安と懸念が高まっている。

市民・県民の生命と財産を守る立場から、関係機関に厳重に抗議し、必要な事項を強く要請するため、この案を提出する。

米軍機の傍若無人な低空飛行訓練に対する意見書

沖縄では、慶良間諸島、国頭村辺戸岬、本島東海岸沿岸など民間地域上空で米空軍第 353 特殊作戦群所属 MC 130 J 特殊作戦機による傍若無人な低空飛行訓練が繰り返されている。

航空機の低空飛行訓練は、危険性が増し重大事故となりかねないだけに、住民の不安と懸念が高まっている。

沖縄県は、軍転協において提供施設・区域外で訓練を実施しないことを、また、全国知事会は、2018 年、2020 年に、「米軍基地負担に関する提言」の決議を行い、日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることを政府に要請している。

然るに、「訓練は安保のため重要だ」との政府の見解は、民間地域での低空訓練の中止を求める沖縄県と知事会、県民の声を無視するもので到底容認できるものではない。

よって、本市議会は、市民・県民の生命と財産を守る立場から、繰り返される米軍機の傍若無人な低空飛行に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 米軍機の傍若無人な低空飛行訓練を即時中止し、飛行訓練経路等を事前に関係自治体住民に通知すること。
- 2 日米合同委員会合意に規定された日本の航空法における最低高度基準を遵守すること。
- 3 日米地位協定を抜本的に見直して、航空法などの国内法令を原則として米軍にも適用させること。
- 4 過重な米軍基地負担の解消に向け、在沖米軍基地の整理・縮小を推進すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年(2021 年) 2 月 25 日

那 覇 市 議 会

あて先： 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、
沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長